

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

対象の自動車は、「車両点検一覧」（以下「一覧表」という。）に定めるとおりとする。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、一覧表に予定数量を掲示するが、受注者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、監督職員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

なお、飛騨森林管理署の官用自動車の使用状況及び保有台数等の変動によって、一覧表に示す台数及び点検、エンジンオイル交換の予定数量に変動が生じる場合もあるので、受注者は、これに関し異議を申し立てしないこととする。

2 業務内容

- (1) 受注者は監督職員と協議の上、車両毎の業務履行計画を策定する。
- (2) 受注者は、監督職員の発行する「発注書」に基づき、飛騨森林管理署（高山市西之一色町3丁目747の3）で車両を引取り、受注者の定める自動車分解整備事業場において、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、飛騨森林管理署に返却すること。
- (3) 発注書並びに単価表における件名等の内容は次のとおりとする。

ア 継続検査

継続検査とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第62条に基づく検査とし、継続検査（車検）1式とは以下の①～⑦を含むものとする。

①車検時定期点検整備

②保安検査確認…法第62条に定める継続検査に係るものとする。

③継続検査代行…自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。（その他必要な書類についても受注者が用意するものとする。）

④エンジン及び下回りスチーム洗浄

⑤下回り塗装

⑥車内及び外回り清掃…車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

⑦車両陸送…車両引渡場所から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。なお、自走による燃料代等は受注者の負担とする。

イ 定期点検整備

定期点検整備とは、法第48条に基づく点検整備とし、定期点検整備1式とは定期点検整備及び車両陸送（上記継続検査⑦と同じ）を含むものとする。

ウ 臨時点検

臨時点検とは、「臨時点検項目表（別紙様式3）」に示す点検項目を点検するものとし、臨時点検1式とは、臨時点検及び車両陸送（上記継続検査⑦と同じ）を含むものとする。

なお、臨時点検は、監督職員の判断により発注しない場合もある。

エ エンジンオイル交換

エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品、SP品質（API規格））代金を含むものとする。

オ エンジンオイル及びオイルエレメント交換

エンジンオイル及びオイルエレメント交換には、エンジンオイル（部品、SP品質（API規格））及びオイルエレメント（部品）代金を含むものとする。

カ リサイクル部品

点検整備の結果、部品を交換する際にリサイクル部品を使用できる場合は、リサイクル部品を使用する。

キ 別途発注

上記以外の業務について、監督職員は受注者に依頼できるものとする。

3 その他

(1) 受注者は、車両の返還にあたっては、監督職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにし、検査職員による検査を受けること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

(2) 予定数量はあくまでも見込み数量であり、決してこの数量を確約するものではない。